

自己評価報告書

平成31年3月

静岡大学防災総合センター

目 次

I	実施組織の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	3
	基準1 組織の目的	3
	基準2 組織構成	5
	基準3 教員及び支援者等	8
	基準4 活動の状況と成果	15
	基準5 施設・設備・学生支援	21
	基準6 内部質保証システム	22
	基準7 管理運営	24
	基準8 情報等の公表	32
	基準9 地域貢献活動の状況	32
	基準10 国際化の状況	32
	添付資料	
	資料1 防災総合センター年報第3号（2014年発行）	
	資料2 防災総合センター年報第4号（2016年発行）	
	資料3 防災総合センター年報第5号（2018年発行）	

I 実施組織の現況及び特徴

1 現況

- (1) 実施組織名 防災総合センター
- (2) 所在地 静岡県静岡市
- (3) 実施組織の構成
 - 教育部門
 - 研究部門
 - 地域連携部門
- (4) 学生数及び教員数（平成31年2月1日現在）
 - 学生数：0名
 - 専任教員数：教授1名、准教授1名

2 特徴

東海地震の発生可能性が指摘されて以来、静岡大学は防災体制構築への先進的な取り組みを続けて来た。昭和50年代に大学内の建物の耐震診断をおこなって耐震工事を実施するとともに、全学防災対策委員会の下に地震対策検討部会を設置し、地震発生時の詳細な対策を決定した。

防災教育の充実を目指して、平成16年度から学外講師も含めた十数名の教員が担当する講義「地震防災」を開講するとともに、1年生全員の必修科目である「新入生セミナー」の中で防災の基礎知識と心得に関する講演を行っている。この背景には静岡大学内の各部に防災と密接に関係する研究テーマをもつ教員が徐々に増えてきたことがあった。地震防災は理学、工学、教育学、農学、情報科学、人文・社会科学、医学などの幅広い分野にわたる総合科学の側面をもつため各分野の教員の連携が欠かせない。こうした教員たちは、各自の分野における防災研究・教育を推進するだけでなく、防災施策の検討を目的とした国や自治体の委員を委嘱されることによって、防災行政にも深く関わるようになった。また、地域社会からの講師派遣要請にも、個別的にはあったが積極的に貢献してきた。

このような防災研究・教育・地域連携の活動実績を背景として、静岡大学は、静岡県防災局（現・静岡県危機管理部）との協力のもと、文部科学省の特別教育研究経費（初年度は特殊要因経費）に「防災教育の地域連携を通じた多面的展開と拡充」を申請した結果、平成20年度から4年間にわたる交付が認められることになった。この経費を最大限に活用しつつ、これまで各学部・各教員が個別に行ってきた防災研究・教育・地域連携活動を有機的・組織的に結びつけ、それまで以上に地域防災課題の解決に取り組むため平成20年7月に静岡大学防災総合センターは設立された。

本センターでは、平成20年度に1名、平成21年度に1名の計2名の専任教員（任期付き）を迎えるとともに、学内併任教員、学外客員教員を拡充し、防災研究・教育・地域連携に取り組んできた（平成31年2月1日現在、併任教員26名、客員教員45名）。平成23年4月には大学会館内に研究室、事務室、セミナー室を集約し、活動拠点も整備された。なお、専任教員2名は平成26年度までに任期無しの教授（1名）と准教授（1名）に変更された。

平成20年には、静岡県内における防災教育・研究の振興、防災対策の発展に係る相互の協力を強化するため県内6大学と静岡県知事との間で協定が締結され、平成21年にさらに県内防災機関が加わって県内の防災に携わる研究者や専門家等の多面的な交流・情報発信をはかる「しずおか防災コンソーシアム」を設立して県内組織との連携を深め、事業を展開している。

平成22年度には文部科学省の科学技術新興調整費（平成23年度からは科学技術戦略推進費）による地域再生人材創出拠点の形成事業「災害科学的基礎を持った防災実務者の養成」に採択され、静岡県との共同事業として社会人実務者向け人材育成講座「ふじのくに防災フェロー養成講座」を開始した。第1期生として15名が終了し、その後、順調に受講生を輩出している。

さらに前述の通り、学内の防災教育の充実を経て、それらを体系的に学ぶ「静岡大学防災マイスター」称号制度を平成23年度より開始した。初年度は教育学部で試行的に開始し、3名の学生に称号を授与した。平成24年度は、教育学部・人文社会科学部・理学部・農学部4学部に対象を広げた。特筆すべきは、終了者の代表に対して、卒業式の壇上で学長から直々に証書を授与することが恒例になったことである。浜松地区の工学部と情報学部にも平成28年度からこの制度が整備されたこと、この制度を大学院修士課程の学生が受講できるようになったこと（平成25年度）、また、この称号を授与された学生に対して、静岡県知事認証の資格が与えられるようになったこと（平成24年度）も特記すべき出来事である。

平成24年度からは文部科学省の特別経費「地域防災力に資する防災研究の高度化—大学と自治体の有機的連携による防災静岡モデルの構築—」に採択され、これまで推進してきた防災研究のさらなる高度化を念頭におき、防災先進県である静岡県において官学民が連携・共同して作り上げる、災害に強い社会構造「防災静岡モデル」の構築・発信を目指している。

平成25年には、東海圏内4県の6国立大学法人（名古屋大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、三重大学、岐阜大学、静岡大学）の防災関連センターがコンソーシアムを結成し、連携して東海圏内の防災関連研究やリテラシーの向上に努める協力体制が確立した。

II 目的

静岡大学防災総合センターは「静岡大学防災総合センター規則」に以下を設置の目的としている。

私たちは大学の使命である、教育と研究を通して地域社会への貢献を目指します。

センター内には「教育部門」「研究部門」「地域連携部門」が置かれ、以下を目指している。

(1) 教育部門

- ア 学内の防災教育の充実及び推進
- イ 防災教育方法及び防災教育教材の開発並びにその検証
- ウ 県民、学童等を対象とした防災教育の充実

(2) 研究部門

- ア 学内の防災科学研究の充実及び推進
- イ 防災科学研究に係る学内関係部局の連携
- ウ 防災に関連する知識及び研究情報の収集並びに発信
- エ その他防災科学研究に関すること

(3) 地域連携部門

- ア 防災教育及び防災科学研究における国、地方公共団体、防災関連機関との連携
- イ 防災教育及び防災科学研究における他大学との連携
- ウ 災害時における本学及び地域の危機管理能力の向上に貢献

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1 組織の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-① 組織の目的（使命、活動を行うにあたっての基本的な方針、達成しようとする基本的な結果等）が、明確に定められ、また、その内容が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

【観点到に係る状況】

防災総合センター（以下、「センター」という。）の目的は平成 20 年6月18日に制定され、「静岡大学防災総合センター規則」に以下のように定められている。

静岡大学防災総合センター規則（抜粋）

（目的）

第 2 条 センターは、静岡大学（以下「本学」という。）における防災教育及び防災科学研究を総合的に発展させるとともに、地域と連携して地域の防災体制の向上に資することを目的とする。

出典：静岡大学防災総合センター ホームページ

<http://www.cnh.shizuoka.ac.jp/bosai/wp-content/uploads/cirenkisoku.pdf>

【分析結果とその根拠理由】

東海地震の発生可能性が指摘されて以来、静岡大学が続けてきた防災教育の推進、防災への科学的なアプローチ、建物耐震化や防災訓練の実施・ボランティア活動の後押しといった先進的な防災体制構築をさらに発展させることがセンターの目的である。

「地域の防災体制の向上に資することを目的とする。」としており、地域の防災「体制」に限定している。在籍する教職員は防災「体制」のみならず、防災力もしくは防災そのものの向上に資することを目指している。

センターの目的は学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合している。学校教育法第 83 条に規定される「学術の中心として、広く知識を授ける」「深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」「目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する」に対応する文言として「防災教育を多面的に展開させる」「防災科学研究を組織的に発展させ」「地域の防災体制の向上に資する」と明言している。

(2)優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・東海地震の発生可能性が指摘されて以来、静岡大学が続けてきた先進的な防災体制構築を受け継ぎさらに発展させることを明示した目的である。
- ・センターの目的は、学校教育法第 83 条に規定された大学一般に求められる目的に適合している。

【改善を要する点】

- ・地域に貢献する大学としてやるべき事はほぼ把握し、単独でやれる範囲では実行出来る体制になっていると思われるが、大学以外の組織、例えば県や市町、との密な連携を視野に入れた体制にはなっていない。

基準2 組織構成

(1) 観点ごとの分析

観点 2-1-① 組織の構成が、組織の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到に係る状況】

センターに置かれた3部門、センター長・副センター長について「静岡大学防災総合センター規則」に以下のように定められ、実施体制を整備している。

静岡大学防災総合センター規則（抜粋）

(部門及び業務)

第3条 センターに、次の各号に掲げる部門を置き、当該各号に掲げる業務を行う。

(1) 教育部門

- ア 学内の防災教育の充実及び推進に関する事。
- イ 防災教育方法及び防災教育教材の開発並びにその検証に関する事。
- ウ 県民、学童等を対象とした防災教育の充実に関する事。
- エ その他防災教育に関する事。

(2) 研究部門

- ア 学内の防災科学研究の充実及び推進に関する事。
- イ 防災科学研究に係る学内関係部局の連携に関する事。
- ウ 防災に関連する知識及び研究情報の収集並びに発信に関する事。
- エ その他防災科学研究に関する事。

(3) 地域連携部門

- ア 防災教育及び防災科学研究における国、地方公共団体、防災関係機関等との連携に関する事。
- イ 防災教育及び防災科学研究における他大学等との連携に関する事。
- ウ 災害時における本学及び地域の危機管理能力の向上に関する事。
- エ その他防災に係る地域連携に関する事。

(センター長)

第4条 センターにセンター長を置き、学長が指名する者をもって充てる。

2 センター長は、センターを総括する。

(副センター長)

第5条 センターに副センター長を置き、センター長が指名する者をもって充てる。

2

副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じたときの後任の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

出典：静岡大学防災総合センター ホームページ

<http://www.cnh.shizuoka.ac.jp/bosai/wp-content/uploads/cirenkisoku.pdf>

【分析結果とその根拠理由】

目的で定めた「防災教育」「防災科学研究」「地域連携」を達成するべく「教育部門」「研究部門」「地域連携部門」の3部門が整備され部門長の指導のもと機能している。一方で防災は地域に即した総合学問であるため、教育や研究にあたっては地域貢献の理念を念頭に置く必要があり、「地域連携部門」を独立させる必要性への指摘も出ている。

「センター長がセンターを総括する」と明記し責任の所在を明確にしている。「センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する」副センター長を4名置き、災害時に業務負担が増加する傾向にあるセンターとして危機管理にもあたる。

観点 2-2-① 活動に関する施策等を審議する委員会等が、活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、その他の活動に係る事項を検討する委員会等が適切に構成され、必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

センターに関する委員会として「静岡大学防災総合センター運営委員会」を委員長（センター長）、副センター長、各学部及び大学教育センターから選出された教員各一名、センターの専任教員及び併任教員、その他センターの運営に関し必要な知識を有す者で委員長が指名する者で構成し、以下について審議している。

- (1) 部門の業務に関する重要事項。
- (2) センター教員の人事に関すること。
- (3) 大学教育センター及び関係部局との連携に関すること。
- (4) 防災対策委員会との連携に関すること。
- (5) 静岡県内主要機関、団体等との連携に関すること。
- (6) その他センターの運営に関すること。

運営委員会
実施数

年度	実施回数
平成 25 年度	7
平成 26 年度	8
平成 27 年度	9
平成 28 年度	6
平成 29 年度	7
平成 30 年度	4

【分析結果とその根拠理由】

運営委員会は学内各学部の代表者等で構成されている。必要な回数開催され、実質的な検討を行っているため、組織運営は滞りなく実施されている。

(2)優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・「センター長がセンターを総括する」と明記し責任の所在を明確にし、「教育部門」「研究部門」「地域連携部門」の3部門が整備され部門長主導のもと機能している。
- ・運営委員会は必要な回数不定期で開催され、実質的な検討を行っている。

【改善を要する点】

- ・学内各部局との連携体制の整備が不十分である。センター長及び副センター長が評議会メンバーではないため、学内情報の共有が不十分である。

基準3 教員及び支援者等

観点 3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点に係る状況】

センターの専任教員枠は設立時には任期付きの准教授2名であったが、平成25年度に任期無しの教授1名、翌26年には任期無しの准教授各1名が配置された。防災の分野は学際的であるため、平成22年度から学内の全学部から併任教員を確保するとともに、学外の客員教員の確保も行っている。教員数の推移と平成31年2月現在の教員リストを下記に示す。

静岡大学防災総合センターにおける教員推移

年度	専任教員	特任教員	併任教員	客員教員
平成25年度	2	3	23	30
平成26年度	2	2	22	31
平成27年度	2	1	24	34
平成28年度	2	1	28	38
平成29年度	2	2	26	40
平成30年度	2	2	26	45

出典：防災総合センター年報第3号「1.2 組織およびメンバー」(pp. 2)

http://www.cnh.shizuoka.ac.jp/bosai/wp-content/uploads/annual_report_2014.pdf

出典：防災総合センター年報第4号「1.2 組織およびメンバー」(pp. 2)

http://www.cnh.shizuoka.ac.jp/bosai/wp-content/uploads/annual_report_2016.pdf

出典：防災総合センター年報第5号「1.2 組織およびメンバー」(pp. 2)

http://www.cnh.shizuoka.ac.jp/bosai/wp-content/uploads/annual_report_2018.pdf

静岡大学防災総合センター教員リスト (平成31年3月現在)

氏名	所属・職位	専門分野
センター長		
岩田孝仁	融合・グローバル領域地域創造学環 教授	地方行政学(防災)、防災政策、防災学
副センター長		
村越 真	教育部門長、教育学領域、教授	統計法、リスク認識、防災教育
牛山素行	研究部門長、融合・グローバル領域防 災総合センター、教授	自然災害科学、災害情報学、豪雨災害

小山真人	地域連携部門長、 教育学領域地域創造学環、教授	火山学、地質学、地震、火山防災
前田恭伸	工学領域、教授	リスクアナリスト
専任教員		
原田賢治	融合・グローバル領域防災総合センタ ー、准教授	津波工学、津波防災、海岸工学、 水工学
特任教員		
増田俊明	防災総合センター、特任教授	構造岩石学、地球進化学
小杉素子	総合科学技術研究科工学専攻、 特任准教授	社会心理学
副担当教員		
生田領野	理学領域、准教授	測地学、地震学
池田恵子	教育学領域、教授	社会地理学
池田昌之	理学領域、助教	層序学、堆積学
石川宏之	融合・グローバル領域地域創造学環准 教授	都市計画、建築計画
石橋秀巳	理学領域、准教授	火山岩石学、実験マグマ学
今泉文寿	農学領域、准教授	砂防工学
岩崎一孝	情報学領域、教授	気候学、自然地理学、地理情報システム
川瀬憲子	人文社会科学領域、教授	地域研究
北村晃寿	理学領域、教授	津波堆積学、古地震の研究
木村浩之	理学領域、教授	地球微生物学、 分散型インフラ生産システム開発
小林研治	農学領域、准教授	木質科学、建築構造、材料
小林朋子	教育学領域、教授	学校心理学、被害者の心のケア
佐治 斉	情報学領域、教授	画像処理、交通情報解析
寺村 泰	人文社会科学領域、教授	経済政策
橋本 岳	工学領域、准教授	画像計測工学、災害予兆検知
藤井基貴	教育学領域、准教授	教育哲学、道徳教育
二川雅登	工学領域、准教授	電子デバイス、電子機器
古橋裕子	融合・グローバル領域保険センター 教授	精神科医
水谷洋一	人文社会科学領域、教授	財政、公共政策
三井雄太	理学領域、講師	地震学、測地学
森下祐一	理学領域、教授	岩石、鉱物、鉱床学
山本裕之	融合・グローバル領域保険センタ ー、教授	代謝学、内分泌学、公衆衛生学、 健康科学

客員教員		
安藤雅孝	名古屋大学名誉教授	地震学、固体地球物理学
石井輝秋	元東京大学助教授	海洋底地質、火山学
石田瑞穂	防災科学技術研究所、元主任研究員	地震学
石川有三	産業技術総合研究所、教授	固体地球内部物理学、地震学
伊藤 潔	京都大学名誉教授	地震学、固体地球物理学
伊藤谷生	平成帝京大学、教授	構造地質学、変動地形学、地震探査学
岩松 暉	鹿児島大学名誉教授	応用地質学、自然災害科学、情報地質学
鶴川元雄	日本大学、教授	火山学、地球物理学、地震学
大谷栄治	東北大学名誉教授	高压地球科学、鈦物物理学
笠原順三	東京大学名誉教授	地震学、地震探査、地球物理学、物理探査学
風間 聡	東北大学、教授	水文学、河川工学、水資源学
片田敏孝	群馬大学、教授	災害社会工学
狩野謙一	静岡大学名誉教授	地質学、地質図学、地質調査法
柄谷友香	名城大学、准教授	都市防災計画
唐戸俊一郎	Yale大学、教授	地球科学、地球内部構造
吉川肇子	慶應義塾大学、教授	組織心理学、社会心理学
木村圭司	奈良大学、教授	気候学、地理学
近藤昭彦	千葉大学、教授	地理学、水文学、環境学
佐藤 健	東北大学災害科学国際研究所、准教授	建築構造工学、地震工学 自然災害科学、安全教育学
鈴木清史	日本赤十字九州国際看護大学、教授	文化人類学
武村雅之	名古屋大学、教授	地震学
土屋 智	静岡大学名誉教授	土砂移動学、森林水文学
千木良雅弘	京都大学、教授	地すべり
中川和之	時事通信社、教授	災害報道、市民防災、災害救援
野津憲治	東京大学、教授	地震化学、火山化学、地球化学
林 能成	関西大学、准教授	土砂災害、発生予測、豪雨災害、自然災害
藤井直之	名古屋大学名誉教授	固体地球惑星物理学、火山物理学
増澤武弘	静岡大学名誉教授	植物生態学、植生学、環境科学
安田 清	静岡県立病院、教授	整形外科、災害医療
山岡泰治	浜松医科大学、教授	地域医療、放射線管理
山崎 登	国士舘大学、教授	災害情報
山田和芳	ふじのくに地球環境史ミュージアム教授	湖沼堆積学

矢守克也	京都大学、教授	防災心理学、社会心理学、災害社会学、防災教育学
吉田明夫	元神奈川県温泉地学研究所、所長	地震学
吉野篤人	浜松医科大学、准教授	救急医学、災害医療
渡辺俊樹	名古屋大学、教授	構造地質学、変動地形学、地震探査
井ノ口宗成	富山大学、准教授	社会、安全システム科学
菅原大助	ふじのくに地球環境史ミュージアム 准教授	地質学、堆積学
関谷直也	東京大学、准教授	社会心理学
秦 康範	山梨大学、准教授	災害軽減工学
廣井 悠	東京大学、准教授	都市防災、都市工学
紅谷昇平	兵庫教育大学、准教授	自治体、企業の危機管理
本間基寛	気象協会	災害情報学
楠城一嘉	静岡県立大学、准教授	地球科学、地震学、リスク共生学

【分析結果とその根拠理由】

センターに關係する教員数は一貫して増加傾向である。平成22年度より「ふじのくに防災フェロー養成講座」を開始したことにより、新たな講義・実習22科目およびマンツーマン指導方式の修了研修の担当教員を充実させるために併任教員・客員教員を増員した。当該講座は1期（受講期間1～2年）受け入れ定員10名の予定で体制を整えたところ、社会の関心が高く、定員予定数の倍程度の受講生を受け入れているため、年度途中でも増員にあたる。所属教職員の詳細な調査により、一見すると災害関連の研究分野が専門でない潜在的な防災研究者の発掘にあたっている。

観点3-1-② 活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

【観点到係る状況】

防災分野は学際的な分野であるため、様々な分野の専門家の知見が必要である。前述の通り、学内の併任教員や学外の客員教員を適宜増員して対応している。増員にあたっては、現在関係教員として所属していない分野で防災に関連する知見を持っている教員を増やすだけでなく、潜在的な防災研究者の発掘も視野に入れている。また、議論の場となるよう不定期に各教員を静岡に招いたセミナーを開いたり、被災地や先進的な取り組みを行っている現場での実習・視察を行ったりしている。さらに、年に一回「研究会」としてセンターの目的、運営方針を共有するとともに、各教員の最新の研究取り組み等の情報交換の場を全関係教員に呼びかけて開催し、教員間の交流を促して活動の活性化にあたっている。

【分析結果とその根拠理由】

概ね適切な措置が講じられている。特に東日本大震災以降、自分の知見を活かした防災に寄与する研究を行いたいという教員の掘り起こしとその研究への防災知見や人脈を提供・交換することで研究が活発化されている。例えば静岡県内における「海岸防災林の研究」「災害時活用を目指したバイオエネルギーの開発」「津波堆積物調査」「画像解析処理手法を用いた地すべり地域の観測」といった新たなテーマにそれぞれの教員が取り組み、各研究への社会的関心も高い。

観点 3-1-③ 組織の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。**【観点に係る状況】**

センターの関連教員の専門は多岐にわたるために、その相互理解を深めることで全体の活動をより活性化する事は重要と考える。センターでは定期的（ほぼ年に1回）に研究集会を開催し、互いの成果を披露し合っており、専任・兼任・特任・客員教員が意見交換を行っている。研究集会は適切な措置であると言える。

【分析結果とその根拠理由】

分野横断的な共同研究のいくつかは、研究集会を媒介にして行われている。津波堆積物に関する地震学者と堆積学者が共同して石垣島の調査を行った。工学部教員による位置を正確に測定する技術を農学部教員が地すべりの移動距離の計測に応用して成果を挙げた。工学部教員による地中の水分量を計測するチップを開発の報告を受けて、津波堆積物と地すべり研究者が共同研究を始めた。

観点 3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、それぞれの専門的役割に応じた能力の評価が行われているか。**【観点に係る状況】**

センター設置時に専任教員の採用枠は2名、職位は准教授のみと全学的な同意のもと運営が開始されたため、評価をしても昇格させることができない状況である。

これまでの採用については、主に研究業績を評価したうえで、センター運営委員会によって公正に決定している。採用された専任教員は、採用後も共通教育科目を中心とした講義担当、学会発表、論文（その他著作物）作成、県内のみならず県外や国外、国の防災教育や防災体制整備に尽力し、委員等をつとめるなど積極的に教育、教育、社会貢献を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

特に昇格について、設置時に専任教員の採用枠は2名、職位は准教授のみと決められたため、基準を定めようがなく、評価が適切に行われているとは言い難い。

観点 3-2-② 教員の活動に関する評価が定期的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点に係る状況】

これまで2年に一回程度関係全教員に呼びかけて研究報告の作成・提出を依頼している。それら研究報告は「防災総合センター年報」にまとめている。評価項目の参考として年報の目次を以下に紹介する。

防災総合センター年報目次例

- 1 センターの概要
 - 1.1 設立趣旨と沿革
 - 1.2 組織及びメンバー
- 2 研究成果
 - 2.1 個人研究成果
 - 2.2 研究業績リスト
- 3 学内教育活動
 - 3.1 新入生セミナー
 - 3.2 全学教育科目「地震防災」
 - 3.3 全学教育科目「地域社会と災害」
 - 3.10 静岡大学防災マイスター称号制度（静岡地区）
 - 3.11 静岡大学防災マイスター称号制度（浜松地区）
 - など
- 4 プロジェクト・関連行事
 - 4.1 「ふじのくに防災フェロー養成事業」
 - 4.2 自然災害科学中部地区研究集会
 - 4.3 しずおか防災コンソーシアム・ふじのくに防災学講座
 - など
- 5 社会的活動
 - 5.1 外部・公開講演会等
 - 5.2 マスメディア・新聞等への掲載
 - 5.3 公的な委員会等
 - 5.4 学会活動

出典：防災総合センター年報第5号

http://www.cnh.shizuoka.ac.jp/bosai/wp-content/uploads/annual_report_2018.pdf

【分析結果とその根拠理由】

定期的に教員の業績集約を行い、報告書を作成している。また、平成 24 年よりその報告をHPで公開して浸透をはかる。報告書はセンターの活動を可能な限り網羅的に把握できる構成となっている。把握した事項を基に、講演会の実施や講師派遣を行っている。観点 3-2-②で前述した、情報交換の場である「研究会」は第 1 号発刊後に反省点をふまえて始めた取り組みである。

優れた点及び改善を要する点**【優れた点】**

- ・センター長のリーダーシップのもと、必要に応じて併任教員・客員教員の増員を適宜行っている。
- ・増員にあたっては、潜在的な防災研究者の発掘を視野にいれている。
- ・定期的に業績の集約を行い、評価を行うとともに取りまとめて公開している。それらも踏まえながら、関係教員は活発な教育、研究、社会貢献を行っている。

【改善を要する点】

- ・特に昇格については、設置時に専任教員の採用枠は 2 名、職位は准教授のみと決めているため、基準を定めようがなく、評価が適切に行われているとは言い難い。

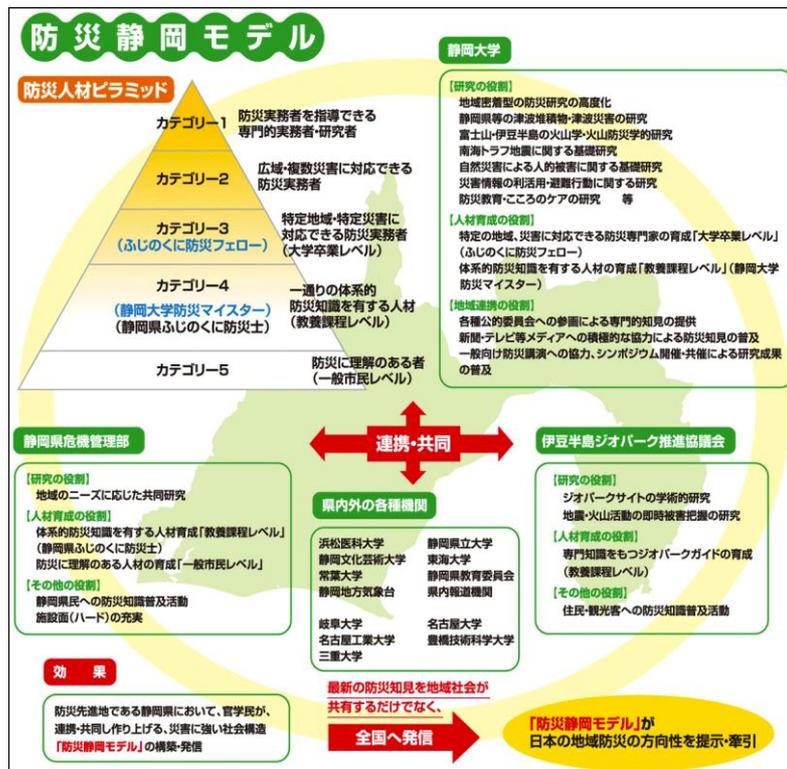
基準4 活動の状況と成果

観点 4-1-① 活動の実施状況から判断して、活動が活発に行われているか。

【観点に係る状況】

競争的資金・外部資金獲得状況としては、平成20年に文部科学省の特別教育研究経費（初年度は特殊要因経費）「防災教育の地域連携を通じた多面的展開と拡充」の4年間の獲得が最初である。平成21～22年度には「静岡県における地震・津波複合災害に関する防災教育支援の高度化と普及プログラム」を静岡県危機管理部、静岡県教育委員会、しずおか防災コンソーシアムの協力で採択された。平成22年には静岡県と連携して提案した文部科学省の科学技術戦略推進費による地域再生人材創出拠点の形成事業「災害科学的基礎を持った防災実務者の養成」を5年計画で実施中し、終了後は県と大学から応分の支援を受けている。平成24年度からは文部科学省の特別経費「地域防災力に資する防災研究の高度化—大学と自治体の有機的連携による防災静岡モデルの構築—」（4年計画）を獲得し学内各整備を行なった。

防災静岡モデル概念図



参照 : http://www.cnh.shizuoka.ac.jp/about/#section_03

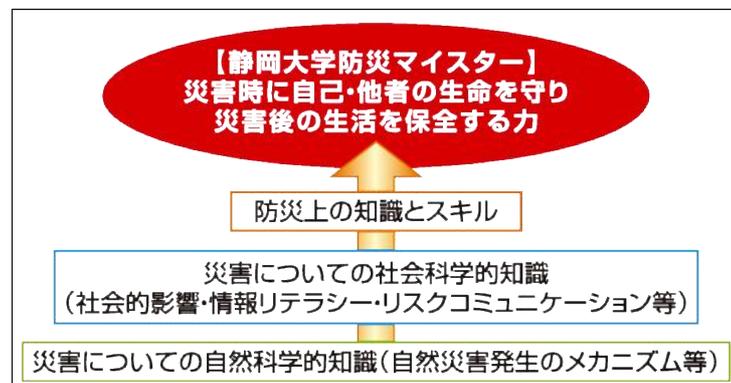
また、センター設置時から連携関係の充実をはかっている静岡県および県内他大学とは、平成20年に、静岡県内における防災教育・研究の振興、防災対策の発展に係る相互の協力を強化するため、県内6大学と静岡県知事との間で協定を締結した。その後、6大学に県内防災機関が加わって県内の防災に携わる研究者や専門家等の多面的な交流・情報発信をはかることを目的に平成21年に4月21日に「しずおか防災コンソーシアム」が設立された。コンソーシアム参画組織が講師を派遣するかたちで定期的に開催している講演会「ふじのくに防災学講座（「土曜セミナー」より平成23年度から名称変更）」をほぼ毎月開講しており（観点8-1-①参照）、現時点で100回を越えた。

その他、静岡県とは平成22年度に「情報通信技術を活用した防災システム検証等調査研究業務」、平成23年度に「ICTを活用した災害時等広域連携化（人材育成）業務」、平成23～24年度に「防災学創出（防災の体系化）に関する調査研究業務」を受託し、共同研究している。

また、センター発足以前からの流れを引き継いで学内の防災教育を充実させ、平成23年度からはそれらを体系化した「静岡大学防災マイスター称号制度」を開始した。

（参考：静岡大学における防災マイスターの称号授与に関する規則＞
<http://www.cnh.shizuoka.ac.jp/bosai/wp-content/uploads/kisoku.pdf>）

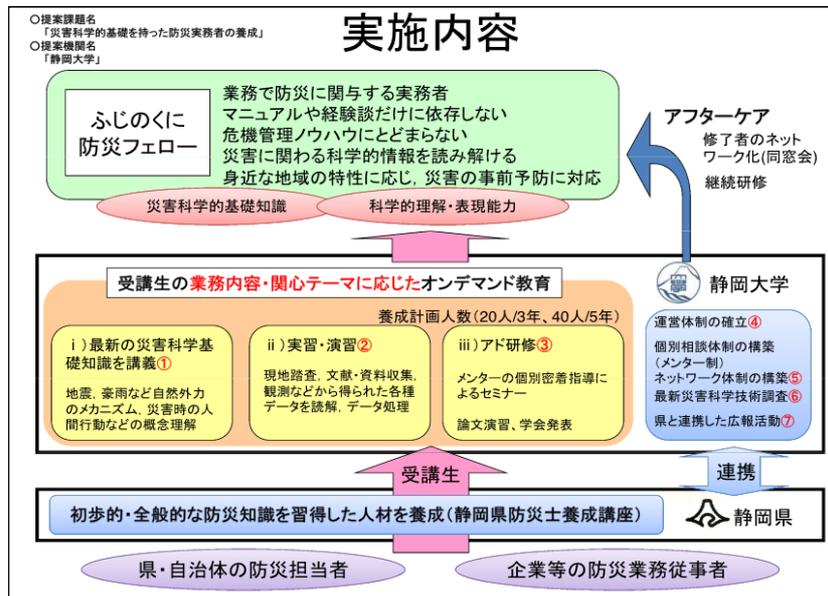
静岡大学防災マイスター称号制度の概念図



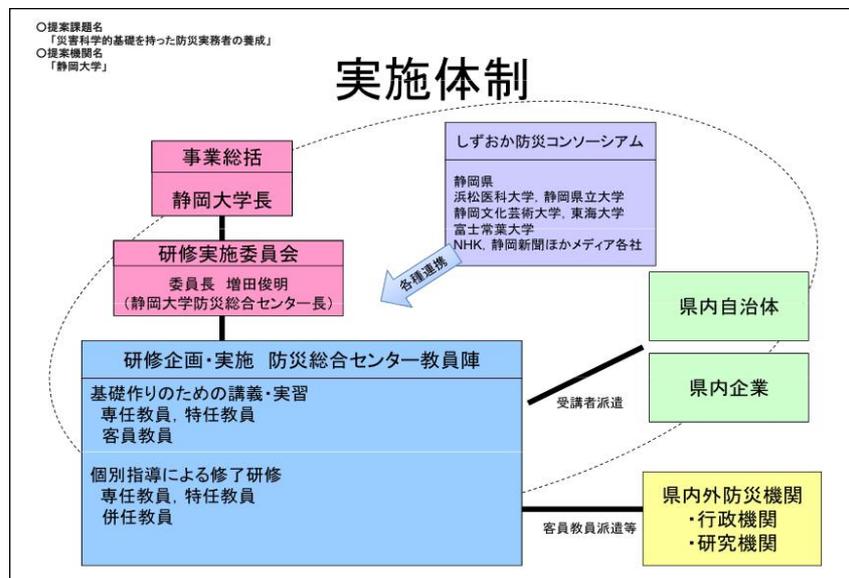
参照：http://www.cnh.shizuoka.ac.jp/education/#section_07

平成22年度より戦略推進費事業である実務者向けの人材育成講座「ふじのくに防災フェロー養成講座」を開始し、地域への防災教育普及にも積極的に乗り出した。

ふじのくに防災フェロー養成講座概念図



ふじのくに防災フェロー養成講座実施体制



参照：ふじのくに防災フェロー養成講座概要スライド

<http://www.cnh.shizuoka.ac.jp/bosai/wp-content/uploads/20101228.pdf>

【分析結果とその根拠理由】

専任教員が2名ということを加味すれば活動は活発に行われている状況が現れている。

観点 4-1-② 目的に照らして、活動の成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

2つの人材育成システムは順調に運営されている。関係する教員の研究活動・社会貢献・情報発信活動については防災総合センター年報第3～5号（添付資料）を参照されたい。非常に成果を上げている状況が把握できる。

「静岡大学防災マイスター」は初年度にあたる平成23年度は3名に称号を授与し、その後、順調に称号取得者は増えている（下の表参照）。

防災マイスター 学部別修了者

	人文学部	人文・研究科	教育学部	教育・研究科	理学部	理学・研究科	農学部	工学部	情報学部	計
平成23年度			3							3
平成24年度			9							9
平成25年度			13		1					14
平成26年度	2	1	9	3	2					17
平成27年度	2	1	3	4	1					11
平成28年度	4		4	1	4	1	1			15
平成29年度	2		10		5	3				20
平成30年度	4		1	1	2			1	1	10
計	14	2	52	9	15	4	1	1	1	99

防災マイスター修了者進路

	教員	公務員	民間企業	進学	その他	計
平成23年度	3	0	0	0	0	3
平成24年度	4	2	0	3	0	9
平成25年度	9	3	1	1	0	14
平成26年度	9	5	3	0	0	17
平成27年度	6	3	1	1	0	11
平成28年度	2	3	2	7	1	15
平成29年度	4	5	6	4	1	20
平成30年度	1	1	6	2	0	10
計	38	22	19	18	2	99

※上記修了者99名の内、小中学校教員29名、特別支援学校教員2名（学部卒業時点）

「ふじのくに防災フェロー」は、第1期（平成22年度受講開始）は22名が受講し、15名が修了した。その後も順調に受講者・修了者は増えている（下の表参照）。

防災フェロー養成講座 年度別終了人数

年度	県職員	市町職員	民間事業者	その他	計
平成22年度	0	0	0	0	0
平成23年度	7	2	5	1	15
平成24年度	4	5	6	2	17
平成25年度	2	2	3	5	12
平成26年度	3	4	6	4	17
平成27年度	0	3	3	2	8
平成28年度	4	4	2	1	11
平成29年度	3	2	1	2	8
平成30年度	1	0	0	2	3
計	24	22	26	19	91

【追記】

22年度は、募集が平成23年1月、講座の開始が平成23年3月ということで、開講はしているが、修了生はいない。

県職員は静岡県の職員、市町職員は静岡県内の市町の職員で入力した。

民間事業者は全国展開しているものも多いため、県内外の区別無く入れてある。

その他の主な内訳は、国家公務員（気象庁）、他県自治体職員、NPO団体職員など。

その他、これまでのセンターの成果については、センターHPの「防災関連アーカイブ」(<http://www.cnh.shizuoka.ac.jp/research/barchive/#project>)にて公開している。

【分析結果とその根拠理由】

目的である「防災教育」「防災研究」「地域連携」の促進に照らして、センターはリソースを十分に活用した成果を上げている。

優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 外部資金・競争的資金を積極的に獲得し、事業を進めている。
- ・ 「静岡大学防災マイスター」「ふじのくに防災フェロー」という二つの教育事業を展開し、地域の課題に即した人材を輩出し、高い評価を得ている。

【改善を要する点】

- ・ 防災マイスター制度は順調に取得者を輩出しているが、卒業後の活動状況についての把握に基づく教育体制やフォローアップの体制の充実が望まれる。また、受講は学内の学部生及び修士課程の学生に限られているが、いずれ準備が整った段階で一般市民にも開放する方向性を考えている。実現するためには講義体制、事務体制を充実する必要がある。

基準5 施設・設備・学生支援

観点 5-1-① 目的の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面についてそれぞれ配慮されているか。

【観点に係る状況】

平成20年度の設置時から適宜施設を増やさざるを得ない状況が続き、規模が小さいにも関わらず、平成22年度は本学共通教育A棟0階と共通教育C棟3階と施設・設備が分散しており、2名の専任教員の情報交換や事務室とのやりとりに支障がでていた。学長のリーダーシップのもと、戦略推進費事業の本格開始にともない、平成23年度には一時的な施設として大学会館1階にセンター施設・設備を集約した。事務室・研究室4室（学術研究員3名、専任教員2名、特任教員1名が利用）・セミナー室・客員教員室を整備し、静岡大学大学会館規則に明記された目的「会館は、本学における教職員と学生及び学生相互の人間関係を深めるとともに、教職員及び学生の福利厚生に寄与し、学園生活を豊かにすることを目的とする。」に合致するよう、ロビーでは防災関連の展示や教材の展示を行い、適宜教養を深める場として活用できるように努め、生活に欠かせない防災の面から福利厚生に寄与している。スタッフの増加に伴い、大学会館1階以外の研究室等にも常駐しているスタッフはおり、現在全関係スタッフが一つの建物に集約できている状況ではない。大学会館1階以外の施設利用は併任教員らの厚意によって可能になっている。

【分析結果とその根拠理由】

センターの規模・実施事業の拡大にあわせて施設・設備の集約をおこない、著しい施設・設備の不良状態は解消された。セミナー室・客員教員室では、ふじのくに防災フェロー養成講座の講義・実習や個別修了研修指導に活用するほか、併任教員のゼミや講義、客員教員や共同事業者との事業・研究・打ち合わせ等を行い、十分有効に活用されている。

基準6 内部質保証システム

観点 6-1-① 根拠となる資料やデータに基づき、学内及び学外の関係者等への意見聴取結果等を踏まえた上で、自己点検・評価を実施しているか。

【観点に係る状況】

学内及び学外の関係者への意見聴取等は可能な限り常時、センター長、副センター長及び専任の教職員が行っており、それらを踏まえて、資料やデータを用意して実施している。また、各事業の報告書や取り組み状況はセンターHPで可能な限り公開しており、根拠となる資料やデータを閲覧できるようにしている。本報告も同様に公開する予定である。

【分析結果とその根拠理由】

資料やデータも公開し、透明性の高い適切なかたちでの作成にあたっている。

観点6-1-② 自己点検・評価の結果について、外部者（本学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

また、自己点検・評価結果及び外部者による検証結果に対し、改善のための取組が行われ、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

【観点に係る状況】

平成25年度に外部者（本学の教職員以外の者）による検証を実施し、その後、自己点検・評価結果及び外部者による検証結果に基づいた改善を行った。具体的には、任期付き教員（准教授2）が任期無し（教授1＋准教授1）に変更になった。

【分析結果とその根拠理由】

適切な形での外部者（本学の教職員以外の者）による検証を実施し、その後の取り組みを行っていく。

観点 6-1-③ 活動の質を保証するとともに、活動の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

活動の質を向上させるために、適宜客員教員や併任教員を増やせる仕組みが機能している。関係教員を増やすことで研究業績や地域への講師派遣などにおいて確実に活動の質が向上している（前述の防災総合センター年報3～5号参照）。一方、関係教員が増えるに従い、センターの全体像の共通理解を得にくくなっている。

【分析結果とその根拠理由】

活動の質を保証するとともに、活動の質の改善・向上を図るための体制の整備に努め、それらは機能していると考えている。センターには、各種講演会やセミナーへの講師派遣依頼が寄せられるが、関係教員が増えるにつれて対応できる依頼が増えた。また、各事業や主催行事等の報告書類はセンターHPに公開しているため、自己および外部からの活動に対する評価を得やすい状況となっている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

報告書等はセンターHPで公開しており、ほとんどの資料やデータの確認ができるため、透明性の高い適切なかたちで活動評価がなされる土壌がある。

- ・ 関係教員を増やすことで確実に活動の質が向上している。

【改善を要する点】

- ・ 関係教員が増えるに従い、センターの全体像の共通理解を得にくくなっている。

基準7 管理運営

観点 7-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持つ

ているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

センターの事務組織構成員は、一年ごとに雇用期間を更新する特任事務員1名および事務補佐員2名（パート）である。パート雇用ルールにより、パート職員が入れ換わる際の引き継ぎ業務が煩雑となっている。

静岡大学防災総合センターの予算額の推移

(単位：円)

年 度	運営費交付金	補助金 (科学技術戦 略推進費)	奨学寄付金	受託事業 受託研究 共同研究 注1	科学研究費 補助金 注2
25	23,410,328	43,965,995	1,346,840	4,601,475	4,095,395
26	42,248,624	29,874,935	811,140	4,710,120	16,022,762
27	42,134,007	0	2,707,140	5,621,000	2,977,437
28	32,745,097	0	5,889,140	5,000,000	3,230,910
29	37,644,565	0	5,846,518	9,348,273	10,803,900
合計	178,182,621	73,840,930	16,600,778	29,280,868	37,130,404

注1) 受託研究費、科学研究費の額には、間接経費を含む。

注2) 科学研究費には、分担者分を含む。

センターは設置時より防災教育の充実を進め、防災研究の推進をはかり、さらに地域連携に努めるのみだけでなく、それらの取り組みを発展させて平成22年度より「ふじのくに防災フェロー養成講座」事業を開始、平成23年度より「静岡大学防災マイスター称号認証制度」事業を開始し、その後も順調に継続している。センターの事務職員および関係する部署の事務職員の類い稀なる働きにより、センターの目的達成のための支援機能が保たれている。

【分析結果とその根拠理由】

センターの事務組織は目的達成のために適切な規模ではなく、事務職員の確保は不十分だが、適切な配置と関係する部署の事務職員一人一人の尽力により機能は保たれている。

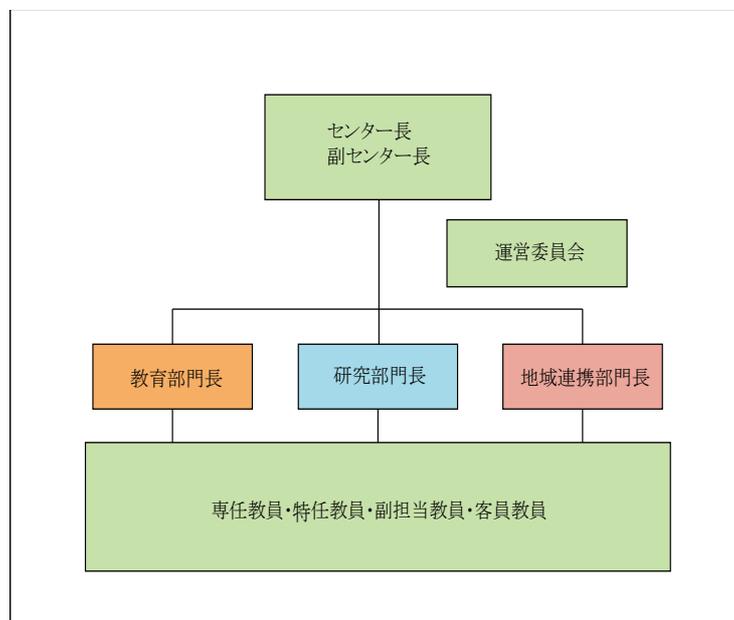
観点 7-1-② 目的を達成するために、部局の長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点に係る状況】

センターはセンター長、副センター長 2名、各部門長 1名を設置しそれぞれが有機的に関係している。運営委員会を適宜開催し、人事やその他運営方針について審議・決定している。

静岡大学防災総合センター組織形態は下図の通り。

センターの組織構成図



【分析結果とその根拠理由】

効果的な意思決定が行えるよう規則に従って、各部門より推薦された教員で構成された運営員会を適宜開催している。副センター長と各部門長の補佐を受けながら、センター長のリーダーシップが発揮される組織形態となっている。

観点 7-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員会等の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点到に係る状況】

管理運営について「静岡大学防災総合センター規則」に以下のように定められ、実施体制を整備している。規則はセンターHPにて公開している。

静岡大学防災総合センター規則（抜粋）

(センター運営委員会)

第7条 センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、静岡大学防災総合センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

3 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 委員長

(2) 副センター長

(3) 学部及び大学教育センターから選出された教員 各1人

(4) センターの専任教員及び併任教員

(5) その他センターの運営に関し必要な知識を有する者で、委員長が指名する者若干人

4 前項の規定にかかわらず、委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

5 委員長は、委員会を主宰する。

6 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

7 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 第3条に掲げる部門の業務に関する重要事項 (2)

センター教員の人事に関すること。

(3) 大学教育センター及び関係部局との連携に関すること。

(4) 防災対策委員会との連携に関すること。

(5) 静岡県内主要機関、団体等との連携に関すること。

(6) その他センターの運営に関すること。

8 第3項第3号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

出典：静岡大学防災総合センター ホームページ

<http://www.cnh.shizuoka.ac.jp/bosai/wp-content/uploads/cirenkisoku.pdf>

【分析結果とその根拠理由】

管理運営に関する方針を規則に定め、運営委員会を整備しその責務と権限を規則中に明確に示して HP で公開している。

観点 7-2-② 適切な意思決定を行うために使用される、目的、計画、活動状況に関するデータや情報が蓄積されているか。

【観点に係る状況】

センターの事務関係書類および行政書類は、防災総合センター事務室にてハードコピーとデータ保存し、必要に応じて参照できるようにしている。

目的を含む規則は HP で公開している。また、HP の「センター概要」のページ (<http://www.cnh.shizuoka.ac.jp/about/>) では、目的や事業計画を、「防災教育」 (<http://www.cnh.shizuoka.ac.jp/education/>) ・ 「防災研究」 (<http://www.cnh.shizuoka.ac.jp/education/>) ・ 「地域連携」 (<http://www.cnh.shizuoka.ac.jp/renkei/>) のページではそれぞれの活動状況を公開している。

静岡大学防災総合センターHP（平成30年3月リニューアル）



参照 <http://www.cnh.shizuoka.ac.jp/>

また、平成 23 年 3 月 11 日を契機にブログを開設し、活動状況に関するデータや情報を公開するとともに蓄積している。

静岡大学防災総合センターブログ



参照 : <http://sbosai.cocolog-nifty.com/blog/>

ブログを補完するかたちで平成 23 年 10 月 16 日からは twitter の活用もはじめており、リアルタイムの情報も発信可能な状況を整備している。

静岡大学防災総合センターtwitter



参照 : <https://twitter.com/sbosai>

【分析結果とその根拠理由】

HP やブログを活用して、目的、計画、活動状況に関するデータや情報を蓄積しており、適切な意志決定に適宜利用している。教職員および役職者が全員任期付きであり、引き継ぎもままならない人事転換が毎年あるが、この方法によってデータや情報の共有をはかっている。

(2)優れた点及び改善を要する点**【優れた点】**

- ・ 事務職員の確保は不十分だが、適切な配置と関係する部署の事務職員一人一人の尽力により機能は保たれている。
- ・ HPやブログを活用して、目的、計画、活動状況に関するデータや情報を蓄積しており適切な意志決定に適宜利用している。

【改善を要する点】

- ・ 事務組織は目的達成のために適切な規模ではない。

観点 7-3-① 機関としての大学を運営するために職務をつかさどる教職員が、適切に役割分担し、その連携体制が確保され、能力を向上させる取組みが実施されているか否か。

【観点到に係る状況】

教員と職員の役割分担は適切である。連携体制を向上させる試みとして、センターの研究集会及びその後の懇親会に職員も同席し、防災力向上を目指すために意見交換を行っている。また、他大学への視察に教員と職員が同行し、それぞれの役割に関連した情報を収集している。従って、標題の問いかけへの答えは「実施されている」である。

【分析結果とその根拠理由】

教員と職員の役割分担は適切である。ほぼ年に1度の研究集会とその後の懇親会は教員同志だけでなく、教員と職員の情報交換の場でもある。その場での意見交換は連携体制の向上について役に立っている。これまで、鹿児島大学、徳島大学、愛知教育大学、聖霊クリストファー大学の視察に、関連教員だけでなく、事務職員も同行して情報を収集している。事務職員の能力向上が図られている。

基準 8 情報等の公表

観点 8-1-① 組織の目的が、広く社会に公表されるとともに、構成員(教職員及び学生)に周知されているか。

【観点に係る状況】

センターの目的は HP (http://www.cnh.shizuoka.ac.jp/about/#section_01) に明記し、広く社会に公開している。また、メーリングリストを活用し構成員へも目的等の情報周知徹底をはかっている。主な主催行事は下記に示す。目的の達成のため講演会・シンポジウム・研究会等を実施した。センターが設置された平成 20 年度より静岡県と共催で「しずおか防災地域連携土曜セミナー」を実施するようになり、平成 21 年 5 月から当該セミナーはセンターが参画する「しずおか防災コンソーシアム(観点 4-1-①参照)」主催となり、平成 23 年度から「ふじのくに防災学講座」と改称してからはほぼ毎月(第三土曜日午前)、静岡県地震防災センターを会場にして実施し続けている。

また、平成 23 年度より、毎年 3 月に「ふじのくに防災フェロー養成講座に関するシンポジウム」を定期的で開催しており、関係教職員、行政関係者、講座修了生らによる話題提供等、情報発信の場として機能している。

【分析結果とその根拠理由】

組織の目的が概ね、広く社会に公表されるとともに、構成員(教職員及び学生)に周知されている。特に組織体制が定着しつつあった平成 23 年度からは主催の行事を定期的に行い、目的を広く社会へ周知されるような機会が増えている。教職員数の入れ替わりや増員が著しいので今後も構成員への周知を徹底する必要がある。

観点 8-1-② 活動の状況や成果等について、広く社会に公開されるとともに、構成員(教職員及び学生)に周知されているか。

【観点に係る状況】

観点 8-1-②で記述したとおり、センターが主体となった行事では活動の状況や成果等について広く社会へ訴えている。また、専任教員および併任教員、客員教員は、各々が活動の状況や成果等を下記一覧のような社会活動で行っている。それらの活動は前述の通り、センターの HP・ブログ・twitter で公開するとともに、メーリングリストを活用して構成員へ周知している。

【分析結果とその根拠理由】

活動の状況や成果等について概ね、広く社会に公開されるとともに、構成員(教職員及び学生)に周知されている。専任の教職員数に対して社会的活動は活発と言える。

観点 8-1-③ 自己点検・評価の結果、外部者による検証結果が大学内及び社会に対し広く公開されているか。

【観点に係る状況】

各事業の報告書や取り組み状況は既にセンターHP で可能な限り公開しており根拠となる資料やデータを閲覧できるようにしている。前回の自己評価および外部評価（6年前）の結果も公表している。今回の自己評価とそれに続く外部評価も同様に公表する予定である。

【分析結果とその根拠理由】

十分に公開されている。多くの情報発信がその根拠である。

優れた点及び改善を要する点**【優れた点】**

社会への情報公開、構成員への情報周知は概ねできている。さらに、それらの件数は増加傾向である。

【改善を要する点】

公表された情報がどれだけ社会や構成員に浸透しているのかの評価に至っていない。

基準 9 地域貢献活動の状況

本センターは地域連携部門により、地域貢献活動を行っている。これについては、本報告書で折に触れて述べている所であるが、活動の状況に関しては基準 4 で詳しく述べた。

基準 10 国際化の状況

本センターは、特に国際化を目指すために発足した組織ではない。